

消費税率 8 %への引上げに伴う改定項目に対する平成 28 年度診療報酬改定（例）

- 平成 26 年度診療報酬改定においては、消費税率引上げに対応するために、主に初再診料や入院基本料などの基本診療料の引上げを行ったところ。
- 平成 28 年度診療報酬改定においては、初再診料や入院基本料については基本的に点数の見直しを行っていない*が、26 年度に手当てをした項目の一部について、以下のような見直しを行っている。

* 障害者施設等入院基本料については、療養病棟の評価体系を踏まえた見直しを行っている

1. 項目の統合や細分化

【例：在宅患者訪問診療料】

現 行	改定後	平成 26 年度改定
【在宅患者訪問診療料】 2 同一建物居住者の場合 イ 特定施設等に入居する者の場合 203 点 ロ イ以外の場合 103 点	【在宅患者訪問診療料】 2 同一建物居住者の場合 203 点 (削除) (削除)	イ、ロ共に 3 点の上乗せを行っている

2. 当該項目の診療報酬点数の見直し

【例：歯科訪問診療料】

現 行	改定後	平成 26 年度改定
【歯科訪問診療料（1日につき）】 3 歯科訪問診療 3 143 点	【歯科訪問診療料（1日につき）】 3 歯科訪問診療 3 120 点	歯科訪問診療 3 には、3 点の上乗せを行っている

3. 新設項目（基本診療料の包括化等）

【例：かかりつけ薬剤師包括管理料】

新設項目	参 考
かかりつけ薬剤師包括管理料 270 点	かかりつけ薬剤師包括管理料は、調剤基本料（平成 26 年度改定において 1 点上乗せ）を包括した評価項目として新設